

多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和8年6月

多 摩 市

多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場指定管理者募集要項

1 はじめに

多摩市立複合文化施設（以下「パルテノン多摩」という。）は、昭和 62 年の開館以来、多摩市の文化芸術振興の中心的な役割を担っており、平成 18 年からは指定管理者制度を導入し、施設管理を行ってきました。令和 2 年 4 月～令和 4 年 2 月までの間、休館し、大規模改修工事を経て、令和 4 年 3 月にプレオープン、同年 7 月にグランドオープンしました。また、パルテノン多摩の大規模改修事業を契機に、市民及び専門家と議論を重ね、パルテノン多摩再開館後の具体的な取り組みを計画としてまとめた「多摩市立複合文化施設管理運営計画」（以下「管理運営計画」という。）を策定しました。リニューアル後は、本計画に沿って、豊かな文化芸術を鑑賞し創造するとともに、多様な人々が集い、交流し、にぎわうみんなの広場として機能することで、市民が生きがいを持ち幸せに暮らす地域づくりに寄与することを目的に運営していくことが求められています。

多摩市では、パルテノン多摩及び多摩市立多摩中央公園内駐車場（以下「公園内駐車場」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、「多摩市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成 16 年多摩市条例第 31 号）（以下「手続条例」という。）及び「多摩市立複合文化施設条例」（昭和 61 年多摩市条例第 48 号）（以下「複文条例」という。）第 4 条、「多摩市立公園内駐車場の管理運営に関する条例」（平成 6 年多摩市条例第 20 号）（以下「駐車場条例」という。）第 14 条の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集いたします。なお、公園内駐車場は、パルテノン多摩に隣接し、パルテノン多摩と一括管理することによって、より効果的かつ効率的な管理運営が図られることから、パルテノン多摩と公園内駐車場は、同一の指定管理者による管理運営とします。

2. 対象施設の概要

2-1. 複合文化施設

- (1) 名 称 多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）
- (2) 位 置 東京都多摩市落合二丁目 35 番地
- (3) 施設概要
 - ① 竣 工 昭和 62 年 10 月（令和 3 年 12 月大規模改修工事竣工）
 - ② 構 造 鉄筋コンクリート造
 - ③ 階 数 地下 1 階 地上 5 階建
 - ④ 敷地面積 23,093.80㎡（パルテノン多摩・駐車場を含んだ全体の敷地）
 - ⑤ 延床面積 15,215.35㎡
 - ⑥ 施設内容
 - (ア) 貸館利用施設
大ホール、小ホール、リハーサル室、練習室 1～3、市民ギャラリー、会議室 1～5、オープンスタジオ、キッチンラボ、クラフトラボ、クリエイティブラボ 1・2、ロビー
 - (イ) 郷土文化普及公開事業用施設
ミュージアム（学芸員スペース、ワークルーム含む）
 - (ウ) 共用施設（スペース）
きらきらひろば、わくわくひろば、ライブラリーラウンジ、大パーゴラ、大階段他
※ ただし、わくわくひろばの遊具保守点検業務については市の役割とする。
 - (エ) 子どもの広場事業用施設（こどもひろば OLIVE）
よちよちルーム、一時保育ルーム
 - (オ) テナント施設等
4 階カフェ、5 階テナントスペース、コミュニティラウンジ
 - (カ) 管理施設
事務室、中央監視室、総合受付、収蔵庫、資料室、機械室、その他関連施設
 - (キ) 設備概要
電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備、防災設備、舞台機構・照明・音響設備等

(4) 休館日

休館日は、次のとおり。その他、施設設備の点検等、指定管理者が必要に応じて市長の承認を得て変更又は設定できる。休館日を定めるときは、定める月の6ヶ月前の初日までに決定し、周知すること。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合で、やむを得ない理由により当該決定及び周知ができないときは、この限りでない。

- ① 休 館 日 12月29日から翌年1月3日まで

(5) 開館時間

開館時間は、次のとおり。なお、開館時間の前後2時間までは、市長の承認を経ずに開館を延長できる。ただし、2時間を超える延長を行う場合は、特別の事由があり、管理上支障がないと指定管理者が判断した上で、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

- ① 開館時間 午前9時から午後10時まで
② 開館延長時間 午前7時から9時及び、午後10時から12時

2-2. 駐車場

- (1) 名 称 多摩市立多摩中央公園内駐車場
(2) 位 置 東京都多摩市落合二丁目35番地
(3) 施設概要

- ① 竣 工 昭和62年10月（令和3年12月大規模改修工事竣工）
② 構 造 鉄筋コンクリート造
③ 階 数 地上2階建
④ 延床面積 6,002.22㎡
 （東駐車場：3,014.02㎡、西駐車場：2,988.20㎡）
⑤ 施設内容
 (ア) 駐車台数 東駐車場84台、西駐車場82台
 (イ) 設 備 照明、消火設備等

(4) 開場時間、休場日

開場時間、休場日は、次のとおり。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

- ① 開場時間
 駐車場の1日の利用可能時間は24時間とする。
 ただし、駐車場に入庫又は出庫することができる時間は、午前7時30分から午後10時45分までとする。
② 休 場 日 12月29日から翌年1月3日まで

3 指定期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

4 指定管理者に代行させる業務等の範囲

「複文条例」第4条及び「駐車場条例」第14条に規定する業務

※詳細は、別紙「多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場指定管理者管理基準」のとおりです。

5 指定管理料

本募集においては、指定期間における年度ごとの指定管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）を以下に示す金額以内として、事業提案するものとします。

令和9～令和13年度：各年度 金406,330千円
（上記には、消費税、地方消費税その他一切の経費を含む。）

ただし、指定期間が変更となった場合、多摩市と協議の上、変更後の指定期間その他の条件を踏まえて、指定管理料を変更することができるものとします。

また、指定期間が変更となった場合のほか、指定期間中において、急激な物価高騰や最低賃

金の改定等に伴う人件費の著しい上昇など、指定管理者の経営努力のみでは対応できない著しい社会経済情勢の変化が生じたときは、多摩市と指定管理者の協議により、指定管理料の変更その他必要な措置について対応を検討することができるものとします。

また、指定期間中に利用料金の改定を予定しています。利用料金の改定にあたっては、市と指定管理者において事前に協議するものとし、今回の事業提案については、現時点での利用料金を用いて積算するものとします。

6 応募資格

(1) 団体であること（法人格の有無は問わない）

- ① 応募団体は、団体若しくは複数の団体により構成された共同事業体（以下「共同事業体」という。）とします。
- ② 共同事業体で応募する場合、共同事業体を代表する団体（以下「代表団体」という。）を定めることとします。

(2) 応募することができない団体

手続条例第3条第2項の各号に規定する以下の事項に該当する団体は、応募することができません。

- ① 多摩市議会議員又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体
- ② 多摩市長若しくは多摩市副市長又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）
- ③ 多摩市教育委員会教育長若しくは多摩市教育委員会委員又はその配偶者若しくは2親等以内の親族が代表者その他の役員である団体（市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を除く。）

7 欠格事項

多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（以下「手続規則」という。）第5条の各号に規定する以下の事項に該当する団体は、指定管理者の候補者又は指定管理者になることはできません。

- (1) 手続条例第3条第2項各号に規定する団体
- (2) 当該団体の責めに帰すべき事由により、市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けてから2年を経過しない団体
- (3) 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - ① 公の施設の管理を行うために必要な契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続をしている団体
- (6) 当該団体又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している団体
- (7) 当該団体が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は当該団体の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である団体及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (8) その他、多摩市が指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定することが適当でないと認める団体

8 選定のスケジュール

選定は、以下のとおり行う予定です。

- (1) 申請書の提出締切り
- (2) 選定委員への書類事前送付

令和8年7月17日
令和8年7月28日

(3) 第1回選定委員会	令和8年7月上旬
(4) 第2回選定委員会	令和8年7月下旬
(5) 第3回選定委員会	令和8年8月下旬
(6) 審査結果の多摩市長への報告	令和8年9月上旬
(7) 候補者の選定	令和8年9月上旬
(8) 情報公開・個人情報保護運営審議会での審議	令和8年10月中旬
(9) 仮協定の締結	令和8年10月下旬
(10) 指定管理者の指定の議決	令和8年12月下旬

9 申請書の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。申請書類は、持参により提出してください。

- (1) 提出締切 令和8年7月17日(金)午後5時まで
※ 受付時間は、月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時とします。
- (2) 受付場所 多摩市役所くらしと文化部文化・生涯学習推進課（第二庁舎2階）

10 申請書類

申請時に以下のとおり書類各9部（原本・写し各1部、選定委員用7部）及び電子データ1部を提出してください。

※電子データは、PDFファイル形式に変換したものをCD-RまたはDVD-Rに収納するものとします。

- (1) 指定申請書（手続規則第1号様式）
- (2) 添付書類
 - ① 団体概要（別記様式1）：共同事業体の場合、共同事業体構成団体表（別記様式1-2）へ記載の上、全ての団体について必要。
 - ② 指定申請に係る誓約書（別記様式2）
 - ③ 事業者に関する書類 ※任意様式
共同事業体の場合、全ての団体について必要。
(ア) 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
(イ) 役員名簿
(ウ) 申請書を提出する日に属する事業年度の事業計画書及び過去2カ年の事業報告書
(エ) 当該法人の登記簿謄本
(オ) 人員表（過去3カ年の各決算期末における常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト。なお、非常勤従業員数は8時間で一人と換算してください。）
(カ) 過去3カ年の次の書類
(a) 法人税納税証明書及び消費税納税証明書（滞納がない旨の証明でも可）
(b) 賃借対照表
(c) 損益計算書（販売費及び一般管理費の明細付）
 - ④ 提案書
(ア) 事業計画書（別記様式3）
(イ) 要員配置計画書（別記様式4）
(ウ) 収支計画書（別記様式5）
※収支計画書は、指定期間各年度について提出してください。
※光熱水費は、令和7年度の実績値を使用してください。
 - ⑤ その他
(ア) 事業実績（過去3カ年）※任意様式
(イ) 利用者評価のわかる資料（過去3カ年。アンケート調査とその対応など）※任意様式
(ウ) 共同事業体結成の協定書等（共同事業体で応募する場合）※任意様式
(エ) 同意書（別記様式6）

11 申請にあたっての留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(2) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(4) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

(6) 提出書類の取扱い・著作権

多摩市が提示する設計図書の著作権は多摩市及び設計者に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他必要と認めるときは、多摩市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(7) 追加書類の提出

多摩市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

12 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の候補者の選定は、多摩市指定管理者候補者選定委員会設置要綱に基づき設置された多摩市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、団体から提出された書類による審査と、ヒアリング等による審査を行います。選定委員会からの報告を受けた後、多摩市が候補者を選定します。

(2) 応募書類の確認

団体から提出された提出書類の確認と資格審査を、文化・生涯学習推進課で確認します。

(3) 選定委員会による審査

① 選定委員会が書類による審査とヒアリング等による審査を行います。

② 審査結果

全審査が終了した後、選定委員会は、審査結果を多摩市長に報告します。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定委員会の報告を受けた後、多摩市長は、指定管理者の候補者として選定を行います。候補者の選定結果については、広報、公式ホームページ等により公表します。

また、選定委員会の報告についても、後日、公表します。

(5) 審査の基準等

選定委員会は、手続条例第4条に基づいた以下の基準により審査を行います。

	審 査 項 目	審 査 基 準
1	事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮し、サービスの向上が図られるものであるか(手続条例第4条第1号)。	①施設の設置目的や業務内容を的確に理解し、公の施設を運営するに相応しい基本方針になっているか。 ②提案の内容は、独自の創意工夫があり、かつ現実的なものである上で、利用者の増加、稼働率、サービスの質の向上が期待できる具体的な提案が諸室ごとに出されているか。
2	事業計画書等の内容が、利用者の公平な利用の確保をすることができるものであるか(手続条例第4条第1号)。	①利用者の意見、要望等を集め、運営に反映させる工夫がなされ、事業対象者、事業の内容に偏りはないか。 ②社会的弱者への配慮がなされているか。 ③施設使用料等の収納（指定管理者の事業利用分も含む）について、適正に行われ、利用者の公平公正を損なわない運営体制が整っているか。

3	公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか(手続条例第4条第2号)。	①施設の維持及びサービスを提供するための職員体制、職員研修が計画されているか。法規上必要とする業務資格や経験を持った人材が確保され、適材適所に配置されているか。 ②事故、緊急時の安全対策が適切で具体的な対応が考えられているか。 ③財務状況は、良好かつ不足の事態に耐えられる資金の余裕があることで、経営基盤が安定しているか。 ④管理能力として、個人情報保護のための体制、研修体制が整っているか。また、業務記録簿、経理帳簿等を整備し、情報公開や監査請求に対し適切に対処できるか。
4	事業計画書等の内容が、公の施設の管理に係る経費について、市が管理する場合に要するものと同等以下で管理することができるものであるか(手続条例第4条第3号)。	①団体の専門性を発揮することで、将来像の実現に向けた管理運営を行うにあたり、費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。 ②適切な経費削減の取り組み姿勢があり、指定管理料の縮減や指定管理料以外の財源について等、公募による選定同様の競争を意識した提案となっているか。
5	その他市長が認める事項(手続条例第4条第4号)。	①団体の運営理念が、パルテノン多摩の理念・方針・目指すべき将来像に沿ったものとなっているか ②前期の運営実績について、文化事業・市民協働、利用者満足度、情報発信、地域連携・施設の価値創出、共同事業体方式の効果、運営体制などについて、適切に振り返りがされ、その課題を踏まえた提案となっているか。 ③事業提案が、管理運営計画を踏まえた内容となっているか。特に舞台芸術系事業に関して、幅広い対象層(特に未就学児・親子向け・気軽に鑑賞)へのアプローチや市内アウトリーチ、周辺施設との連携を通じて多摩センター地区の活性化に寄与することを意識した事業や、市民や大学等との協働による事業展開、ロビー等の賑わい創出を含んでいるか。 ④複合施設の運営者として、施設内で活動する他事業者と連携した施設運営や文化事業が提案されているか。 ⑤情報発信に関する戦略・計画等が検討されているか。 ⑥提案した内容に、団体による独創性が反映されているか。特に共同事業体ならではの特色がみられるか。

13 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

指定管理者の候補者に選定された団体と多摩市は、仮協定を締結します。

その後地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を多摩市議会に提案し、多摩市議会の議決の後、指定管理者として指定します。指定にあたっては指定団体へ文書で通知するとともに、告示並びにたま広報及び公式ホームページへの掲載等により公表します。

多摩市議会への提案は、令和8年第4回定例会を予定しています。

議会の議決後に候補者を指定管理者に指定するとともに、協定を締結する予定です。なお、協定の発効は、令和9年1月1日とします。

(2) 協定の内容

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理の基準に関する事項
- ④ 事業報告書及び業務報告に関する事項
- ⑤ 多摩市が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑥ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- ⑦ 管理の業務に係る個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- ⑧ その他多摩市が必要と認める事項

14 添付資料及び様式

- (1) 指定申請書（手続規則第1号様式）
- (2) 団体概要（別記様式1）
- (3) 指定申請に係る誓約書（別記様式2）
- (4) 事業計画書（別記様式3）
- (5) 要員配置計画書（別記様式4）
- (6) 収支計画書（別記様式5）
- (7) 同意書（別記様式6）
- (8) 多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場指定管理者管理基準
- (9) 多摩市立複合文化施設条例
- (10) 多摩市立公園条例
- (11) 多摩市立公園内駐車場の管理運営に関する条例
- (12) 多摩市みんなの文化芸術条例
- (13) 多摩市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (14) 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- (15) 多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱
- (16) 多摩市情報公開条例
- (17) 多摩市個人情報保護条例
- (18) 多摩市公契約条例

15 問合せ先

多摩市くらしと文化部 文化・生涯学習推進課 文化・生涯学習推進担当 門平・日高

Tel 042-338-6882

Fax 042-371-3711

令和 8 年 月 日

多摩市長 阿 部 裕 行 殿

（申請者）

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

多摩市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 3 条又は第 5 条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称

多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）

多摩市立多摩中央公園内駐車場

2 添付書類

①団体概要（別記様式 1）

②指定申請に係る誓約書（別記様式 2）

③事業者に関する書類 ※任意様式

（ア）定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類

（イ）役員名簿

（ウ）申請書を提出する日に属する事業年度の事業計画書及び過去 2 ヶ年の事業報告書

（エ）当該法人の登記簿謄本

（オ）人員表

（カ）過去 3 ヶ年の次の書類

（a）法人税納税証明書及び消費税納税証明書（滞納がない旨の証明でも可）

（b）貸借対照表

（c）損益計算書（販売費及び一般管理費の明細付）

④提案書

（ア）事業計画書（別記様式 3）

（イ）要員配置計画書（別記様式 4）

（ウ）収支計画書（別記様式 5）

⑤その他

（ア）事業実績（過去 3 ヶ年）※任意様式

（イ）利用者評価のわかる資料（過去 3 ヶ年。アンケート調査とその対応など）※任意様式

（ウ）共同事業体結成の協定書等（共同事業体で応募する場合）

（エ）同意書（別記様式 6）

団 体 概 要

本社若しくは本部	団 体 名				
	所 在 地	電話番号			
	代 表 者 名				
	設立年月日				
多摩市内の事業所	名 称				
	所 在 地	多摩市 電話番号			
	代 表 者 名				
	設立年月日				
申 請 団 体 名		☐ 代表団体 ☐ 構成団体 (該当にチェック)			
沿 革					
業 務 内 容					
主 な 実 績					
類似施設の運営実績					
財 政 状 況 (単位：千円) ※直近の3年度分を記入		年 度			
		総 収 入			
		総 支 出			
		当期損益			
		累積損益			

※ 共同事業体で応募する場合は、構成団体別々に提出してください。

(別記様式 1 - 2)

共同事業体構成団体表

共同事業体名

代表団体	
団体名	
所在地	
代表者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	
F A X	
E メール	

構成団体	
団体名	
所在地	
代表者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	
F A X	
E メール	

構成団体	
団体名	
所在地	
代表者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	
F A X	
E メール	

構成団体	
団体名	
所在地	
代表者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	
F A X	
E メール	

※ 各構成団体に係る関係書類の全ての記載事項は事実と相違せず、多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場指定管理者募集要項に明記された応募資格の条件を満たし、かつ欠格事項に反していないことを、各構成団体は当該書類をもって誓約します。

(別記様式2)

令和8年 月 日

多摩市長 阿 部 裕 行 殿

(申請者)
所 在 地
団 体 名
代表者氏名

指 定 申 請 に 係 る 誓 約 書

多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者の指定申請を行うにあたり、下記に記載した事項について事実と相違ありません。

記

- 1 多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者募集要項に明記された応募資格の条件を満たし、かつ欠格事項に反していないこと
- 2 提出した申請書類に虚偽又は不正がないこと

令和8年 月 日

多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理に係る事業計画書

(団体名)

- 1 管理運営を行うにあたっての施設の経営方針について
(ホール利用者数・博物館等の自主事業参加者数と、それに伴う稼働率や、事業及び利用料収入について、目標と達成方法について言及すること)
- 2 多摩市の文化芸術振興の拠点としての役割を担っていくための基本的な運営方針について
 - (1) 前期の運営実績の振り返りについて(文化事業・市民協働、利用者満足度、情報発信、地域連携・施設の価値創出、共同事業体方式の効果、運営体制等について記載すること)
 - (2) (1)の内容を踏まえた、課題解決に向けた方策について
 - (3) 指定期間内に実施する事業の実施方針について
 - (4) 令和9年度の具体的な事業実施計画
 - ①ホール系事業、博物館系事業、市民活動支援事業、地域活性化事業ごとに記載すること。
 - ②特に舞台芸術系事業に関して、幅広い対象層へのアプローチや市内アウトリーチ・周辺施設との連携を通じて多摩センター地区の活性化に寄与することを意識した事業や、市民や大学等との協働による事業展開の提案、ロビー等の賑わい創出について記載すること。
- 3 施設の運営について
 - (1) 利用率向上や利用料金増収のための方策について
 - (2) サービスの質を向上させるための方策について
 - (3) 利用者の要望の把握及び要望を実現するための方策について
 - (4) 経費節減に対する方策について
 - (5) 利用者とのトラブルの未然防止策と対処方法について
 - (6) 社会的弱者(高齢者、障がい者等)への配慮について
 - (7) 市民協働による施設運営の方策について
 - (8) 他施設及び施設内で活動する他事業者との連携について

(9) 情報発信に関する戦略・計画について

4 指定管理業務の一部を委託することについて
(想定される業務、選定方法、審査基準、想定される委託先事業者名等)

5 個人情報保護の措置について

6 緊急時の対応について
(1) 防犯、防災の対応について

(2) その他、緊急時の対応について

7 団体の運営理念について

8 その他

※ 団体の独創性や共同事業体ならではの特色等、記載すべき事項があれば記載してください。

(別記様式4)

要 員 配 置 計 画 書

(団体名)

1 組織図

※ 人数を併記すること

2 要員一覧

役 職	担当業務内容	能力、資格、実務経験年数等	勤務体制	雇用形態	備 考

※ 雇用形態欄には、常勤、臨時の別を記載してください。

※ 雇用済み、雇用予定の別を、備考欄に記載してください。

3 組織の特徴と事業・業務を効率よく実施するための工夫について

4 職員の研修計画について

(別記様式5)

収 支 計 画 書 (年度)

団 体 名			
収入		(単位:千円)	
費 目	金 額	内 訳	備 考
収入合計(A)			
支出			
費 目	金 額	内 訳	備 考
支出合計(B)			
収支(A-B)			

(別記様式6)

同 意 書

令和8年 月 日

多摩市長 殿

所 在 地 _____

団 体 名 _____

役 職 名 _____

フリガナ

氏 名 _____

多摩市が、指定管理者の選定において暴力団等を排除するため、暴力団との関係の有無について、警視庁に照会することに同意します。

多摩市立複合文化施設及び多摩市立多摩中央公園内駐車場 指定管理者候補者選定審査表

選定委員会委員 氏名

多摩市立複合文化施設等指定管理者候補者選定委員会設置要綱第2条に基づき、指定管理者の候補者の選定にあたり、審査基準の各項目について選定委員会による審査、評価を行う。

本意見は、選定委員会としてまとめ、市と団体が協議のうえ締結する協定を策定する際の参考とする。

(1) 評価

団体が提案した事業計画の内容が、市が示した管理基準を満たしているか以下の3段階により判断する。

①管理基準以上の取り組みである ②管理基準を満たしている ③改善や見直しが必要である

(2) 団体が提案した内容を、審査基準の各項目と参照し、評価すべきと思われる点、改善すべきと思われる点があれば、意見欄に記載するものとする。

1.

審査項目	審査基準	候補者補足説明	参照	評価	意見等
事業計画書等の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮し、サービスの向上が図られるものであるか。 (手続条例第4条第1号)	①施設の設置目的や業務内容を的確に理解し、公の施設を運営するに相応しい基本方針になっているか。 ②提案の内容は、独自の創意工夫があり、かつ現実的なものである上で、利用者の増加、稼働率、サービスの質の向上が期待できる具体的な提案が諸室ごとに出されているか。		①：「事業計画書」1 ②：「事業計画書」2、3		

2.

審査項目	審査基準	候補者補足説明	参照	評価	意見等
事業計画書等の内容が、利用者の公平な利用の確保をすることができるものであるか。 (手続条例第4条第1号)	①利用者の意見、要望等を集め、運営に反映させる工夫がなされ、事業対象者、事業の内容に偏りはないか。 ②社会的弱者への配慮がなされているか。 ③施設使用料等の収納（指定管理者の事業利用分も含む）について、適正に行われ、利用者の公平公正を損なわない運営体制が整っているか。		①：「事業計画書」3－(3) ②：「事業計画書」3－(6) ③：「事業計画書」3－(1)		

3.

審査項目	審査基準	候補者補足説明	参照	評価	意見等
公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか。 (手続条例第4条第2号)	①施設の維持及びサービスを提供するための職員体制、職員研修が計画されているか。法規上必要とする業務資格や経験を持った人材が確保され、適材適所に配置されているか。 ②事故、緊急時の安全対策が適切で具体的な対応が考えられているか。 ③財務状況は、良好かつ不足の事態に耐えられる資金の余裕があることで、経営基盤が安定しているか。 ④管理能力として、個人情報保護のための体制、研修体制が整っているか。また、業務記録簿、経理帳簿等を整備し、情報公開や監査請求に対し適切に対処できるか。		①：「提案書」(イ) ②：「事業計画書」6 ③：「事業者に関する書類」(力) ④：「事業計画書」5		

4.

審査項目	審査基準	候補者補足説明	参照	評価	意見等
事業計画書等の内容が、公の施設の管理に係る経費について、市が管理する場合に要するものと同程度以下で管理することができるものであるか。(手続条例第4条第3号)	①団体の専門性を発揮することで、将来像の実現に向けた管理運営を行うにあたり、費用対効果が十分に期待できるものとなっているか。 ②適切な経費削減の取り組み姿勢があり、指定管理料の縮減や指定管理料以外の財源について等、公募による選定同様の競争を意識した提案となっているか。		①：「事業計画書」1、2 ②：「事業計画書」3－(4)		

5.

審査項目	審査基準	候補者補足説明	参照	評価	意見等
その他市長が認める事項（手続条例第4条第4号）	①団体の運営理念が、パルテノン多摩の理念・方針・目指すべき将来像に沿ったものとなっているか。 ②前期の運営実績について、文化事業・市民協働・利用者満足度、情報発信・地域連携・施設の価値創出・共同事業体方式の効果、運営体制などについて、適切に振り返りがされ、その課題を踏まえた提案となっているか。 ③事業提案が、管理運営計画を踏まえた内容となっているか。特に舞台芸術系事業に関して、幅広い対象層（特に未就学児・親子向け・気軽に鑑賞）へのアプローチや市内アウトリーチ、周辺施設との連携を通じて多摩センター地区の活性化に寄与することを意識した事業や、市民や大学等との協働による事業展開、ロビー等の賑わい創出を含んでいるか。 ④複合施設の運営者として、施設内で活動する他事業者と連携した施設運営や文化事業が提案されているか。 ⑤情報発信に関する戦略・計画等が検討されているか。 ⑥提案した内容に、団体による独創性が反映されているか。特に共同事業体ならではの特色がみられるか。		①：「事業計画書」7 ②：「事業計画書」2 ③：「事業計画書」2－（3）、2－（4） ④：「事業計画書」3－（8） ⑤：「事業計画書」3－（9） ⑥：「事業計画書」8		